

| | |
|--|-----------|
| 令和5年度 第3回 薬事・食品衛生審議会 薬事分科会 化学物質安全対策 | 参考 資料2 |
| 2024（令和6）年2月15日 | |

有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課

化学物質安全対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）①

| 有害物質 | 対象家庭用品※ | 基準 | 備考 |
|---|---|--|-------------------------|
| アゾ化合物（化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限る。） | (1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 (2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品（毛皮製品を含む。）のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物 | 所定の試験法で、それぞれの特定芳香族アミンの検出量が、試料1gあたり30μg以下 (ガスクロマトグラフ質量分析法) | H28.4.1施行 |
| 塩化水素 硫酸 | 住宅用の洗浄剤で液体状のもの (塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。) | 酸の量として10%以下及び所定の容器強度を有すること | S49.10.1施行(S55.4.1一部改正) |
| 塩化ビニル | 家庭用エアゾル製品 | 所定の試験法で検出せず（赤外吸収スペクトル法） | S49.10.1施行 |
| 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール（略称：DTTB） | (1)繊維製品のうちおしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 (2)家庭用毛糸 | 30ppm以下（試料1gあたり30μg以下） (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ) | S57.4.1施行 |
| ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン | (1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材 | (1)10ppm以下（試料1gあたり10μg以下）（ガスクロマトグラフ質量分析計）(2)3ppm以下（試料1gあたり3μg以下）（ガスクロマトグラフ質量分析計） | H16.6.15施行 |
| 水酸化カリウム 水酸化ナトリウム | 家庭用の洗浄剤で液体状のもの (水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。) | アルカリの量として5%以下及び所定の容器強度を有すること | S55.4.1施行 |

※対象家庭用品に該当するかは、原則として、総務省が出している「日本標準商品分類」に従う。

家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）②

| 有害物質 | 対象家庭用品 | 基準 | 備考 |
|--|--|---|--------------------------------|
| テトラクロロエチレン | 家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤 | 0.1%以下 (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ) | S58.10. 1施行 |
| トリクロロエチレン | 家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤 | 0.1%以下 (電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ) | S58.10. 1施行 |
| トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (略称：A P O) | 繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 所定の試験法で検出せず (炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ) | S53. 1. 1施行 (S53.11. 1一部改正) |
| トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト (略称：T D B P P) | 繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 所定の試験法で検出せず (炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ) | S53.11. 1施行 |
| トリフェニル錫化合物 | (1)繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした (2)家庭用接着剤 (3)家庭用塗料 (4)家庭用ワックス (5)くつ墨 (6)くつクリーム | 錫として1ppm以下 (試料1gあたり1.0μg以下) (ガスクロマトグラフ質量分析法) ※「アセトン・ヘキサン混液」の組成は、「アセトン：ヘキサン= 3：7 (v/v)」 | S54. 1. 1施行 (H28. 4. 1一部改正) |
| トリブチル錫化合物 | 繊維製品のうち おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした (2)家庭用接着剤 (3)家庭用塗料 (4)家庭用ワックス (5)くつ墨 (6)くつクリーム | 錫として1ppm以下 (試料1gあたり1.0μg以下) (ガスクロマトグラフ質量分析法) ※「アセトン・ヘキサン混液」の組成は、「アセトン：ヘキサン= 3：7 (v/v)」 | S55. 4. 1施行 (H28. 4. 1一部改正) |

家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）③

| 有害物質 | 対象家庭用品 | 基準 | 備考 |
|--|---|--|-----------------------------------|
| ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物 | 繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物 | 所定の試験法で検出せず（炎光光度型検出器付きガスクロマトグラフ） | S56. 9. 1施行 |
| ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名：デイルドリン) | (1)繊維製品のうちおしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 (2)家庭用毛糸 | 30ppm以下（試料 1 gあたり30μg以下） （電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ） | S53.10. 1から施行 |
| ホルムアルデヒド | (1)繊維製品のうちおしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの (2)(a)下着、寝衣、手袋、くつした及びたび (b)かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤 | (1)所定の試験法で吸光度差が0.05以下又は16ppm以下（試料1gあたり16μg以下） (2) 75ppm以下（試料1 g あたり75μg以下）（アセチルアセトン法） | S50.10. 1から施行 （H28. 4. 1に一部改正） |
| メタノール (別名：メチルアルコール) | 家庭用エアゾル製品 | 5 w/w%以下 （水素炎型検出器付きガスクロマトグラフ） | S57. 4. 1から施行 |
| 有機水銀化合物 | (1)繊維製品のうちおしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした (2)家庭用接着剤 (3)家庭用塗料 (4)家庭用ワックス (5)くつ墨 (6)くつクリーム | 所定の試験法で検出せず（バックグラウンド値としての1 ppmを越えてはいけない） （原子吸光法） | S50. 1. 1から施行 |